

# 衆議院文部科学委員会ニュース

平成 26. 6. 4 第 186 回国会第 21 号

6 月 4 日（水）、第 21 回の委員会が開かれました。

## 1 学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案（内閣提出第 80 号）

- ・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人）国立大学法人大阪大学総長 平野 俊 夫君

早稲田大学理事

早稲田大学政治経済学術院教授 田中 愛 治君

名古屋大学名誉教授 池内 了君

- ・下村文部科学大臣及び政府参考人に質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

（参考人に対する質疑）

### 神山 佐市君（自民）

- ・大学運営における権限と責任の一致の観点から、学長と教授会の関係の在り方について、各参考人の見解を伺いたい。また、大学運営全般に責任を負う学長の選考の在り方について、平野参考人に伺いたい。
- ・大学をより良いものにするために必要な事項について、各参考人の見解を伺いたい。

### 菊田 真紀子君（民主）

- ・学長は大学運営に関して学内を説得することも必要な資質ではないか、また、学長が全てを決定しようとすると負担が大き過ぎないかについて池内参考人に、教授会が学長に意見を述べる機会を限定すると教員の信頼・意欲が削がれないかについて平野・田中両参考人に、それぞれ見解を伺いたい。
- ・国立大学法人の経営協議会の委員のうち学外の者を過半数とすることについて、各参考人の評価を伺いたい。

### 三宅 博君（維新）

- ・学長と教授会の関係を明確化することにより、今までと違う大学の運営が可能となるか、現在学長がリーダーシップを発揮するに当たり支障となっているものは何かについて平野参考人に伺いたい。
- ・日本の大学は米英等の大学と比べると教員採用に閉鎖性が見られ、それが競争力の低下につながっていると考えるが、教員採用の在るべき姿について、田中参考人に伺いたい。

### 稲津 久君（公明）

- ・大学の意思決定における権限と責任の明確化について各参考人の見解を伺いたい。
- ・国立大学の法人化以後、運営交付金が削減される中で各国立大学法人の取組について平野・池内両参考人の認識を伺いたい。

### 柏倉 祐司君（みんな）

- ・教授を経て総長に就任した平野参考人に、学長と教授会の相克を感じる点や、軍事研究、クローンビジネスのベンチャー化等倫理的な問題を含む研究については教授会や倫理委員会の判断を尊重すべきかについての見解を伺いたい。
- ・大学運営における、権限と責任の一致の観点から、本法律案が権限を明確化する一方で責任に触れていないのはバランスを欠くのではないか、田中参考人の見解を伺いたい。
- ・現状のガバナンス体制の下で、大学がグローバル化に対応するための方策について池内参考人の見解を伺いたい。

### 井出 庸生君（結い）

- ・本法律案は学長のリーダーシップ強化に係るものであるが、学長のチェック機能については現行制度改正の必要はないか田中・平野両参考人の見解を伺いたい。
- ・学長選考会議が学長に求められる資質を明確化して教職員意向投票を行うことは、適切な学長選考の在り方であるとするが、池内参考人の見解を伺いたい。

## 宮本岳志君（共産）

- ・本法律案の学校教育法第93条第2項第3号に定められる「教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの」の具体例について平野参考人に伺いたい。
- ・欧米の大学の意思決定に教員が参画することは一般的なのか、田中参考人に伺いたい。
- ・本法律案は大学を産業界の目先の利益に貢献する人材育成のための機関にするものではないか、池内参考人に伺いたい。

## 青木愛君（生活）

- ・今後学長に求められる具体的な役割及び今後産学の連携はどのように推進されるのかについて、各参考人の見解を伺いたい。
- ・大学のガバナンス改革を、規模も内容も異なる大学に対して一律に適用になる学校教育法の改正により行うことについて、各参考人の見解を伺いたい。

## 吉川元君（社民）

- ・大阪大学に設置された未来戦略機構に対する教授会の役割について平野参考人の見解を伺いたい。
- ・大学ガバナンス改革の国際的なトレンドは、部局への権限委譲であると考えられるのか、田中参考人に伺いたい。
- ・大学の多様性を保証する観点からの本法律案に対する懸念について、池内参考人に伺いたい。

（政府に対する質疑）

## 宮内秀樹君（自民）

- ・本法律案の趣旨に合わない内部規則を定めている大学への対応について、大臣の見解を伺いたい。
- ・私立大学の学長選考においても、学長に求められる資質の明確化、選考方法の公正性、透明性の確保を図るべきだと考えるが、大臣の見解を伺いたい。

## 中野洋昌君（公明）

- ・学長が大学運営を行うに当たっては、地域や学生等、学内外の意見を広く取り入れるべきだと考えるが、文部科学省の認識を伺いたい。
- ・我が国の大学生の学習時間の少なさ及び学生や企業が大学の授業を評価していない現状についての大臣の認識と今後の取組を伺いたい。

## 細野豪志君（民主）

- ・本法律案の学校教育法第93条第2項第3号における「教育研究に関する重要な事項」には、「教育課程編成」や「教員の教育研究業績評価」が該当するのかわかを文部科学省に伺いたい。
- ・「教育研究に関する重要な事項」については、学長が必要と認めるものに限らず全て教授会が意見を述べるものとするよう本法律案を修正すべきだと思うが、下村文部科学大臣の見解を伺いたい。

## 鈴木望君（維新）

- ・大学の自治について、歴史的には教授会の自治を守ることによって学問の自由が守られてきた側面もあると考えるが、大臣の認識を伺いたい。
- ・欧州諸国の大学の教授会が歴史的に果たしてきた役割について、大学としての決定を行うこともあるのか等具体的に文部科学省に伺いたい。
- ・本法律案の学校教育法第93条2項は、中央教育審議会大学分科会の審議まとめのとおり、教授会の審議事項に「教育課程の編成」、「教員の教育研究業績等の審査」も明記し、「教授会の審議を十分に考慮した上で、学長が決定を行う」とすべきであると考え、大臣の見解を伺いたい。

## 柏倉祐司君（みんな）

- ・学長に全てを決定させるのは酷であり、知的財産のビジネス化等は、経営協議会に決定権限を付与すべきであると考え、文部科学省の見解を伺いたい。
- ・パワーハラスメントにより学長が学部長に訴えられる事例も発生する中において、ハラスメント処理に向けた国のガイドライン策定の必要性について、大臣に伺いたい。

## 青木愛君（生活）

- ・大学を取り巻く社会情勢と大学に対する社会の要請の変化及び今後の大学の在るべき姿について、大臣の所見を伺いたい。
- ・本法律案の学校教育法第93条第2項第3号と第93条第3項それぞれが対象とする事項とそれらの事項を区分した基準について、文部科学省に伺いたい。
- ・「ミッションの再定義」に基づく機能強化を進めている各国立大学に対して運営費交付金の配分方法を抜本的に見直す文部科学省の方針は、教育の機会均等を保障するため各都道府県に国立大学を設置してきた政策に逆行するものだと考えるが、大臣の見解を伺いたい。

## 吉川 元君（社民）

- ・文部科学省の職員の国立大学幹部への異動は、結果として大学の経営や運営に文部科学省の意向が反映される疑念を生じさせるが、文部科学省の見解を伺いたい。
- ・大学運営において、権限と責任の所在が不明確ではないか、教授会が大学改革を阻害する場合もあるといった指摘があるとされるが、その具体的事実と誰が指摘をしているのかについて、文部科学省に伺いたい。
- ・本法律案の学校教育法第93条第2項第3号の「教育研究に関する重要な事項」に当たる大学の移転について、学長が教授会の意見を聴く必要はないと判断することは可能か。